

1. 新たな食料・農業・農村基本計画に向けた中間論点整理の 予算への反映

◎ 基本計画見直しの検討の経緯

昨年 12 月の農林水産大臣からの諮問を受け、食料・農業・農村政策審議会企画部会において、食料・農業・農村をめぐる情勢分析や、①品目横断的政策への転換、②担い手・農地制度の見直し、③農業環境・資源保全政策の確立といった重点課題を中心に議論。農政改革の加速化と食料・農業・農村に関する国民的議論のたたき台となることを期待し、8 月 10 日にこれまでの議論が中間的に整理されたところ。

◎ 新たな基本計画に向けた中間論点整理の予算への反映状況

平成 17 年度予算概算要求においては、以下のような中間論点整理を踏まえた予算要求を行うことにより、スピード感をもって農政改革を進めていくこととしている。

中間論点整理（抜粋）	予算への反映状況
第 2 政策改革の方向 2. 担い手政策の在り方 (5) 施策の具体化に向けた手順等 望ましい農業構造の実現が急がれることから、特に、 <u>i) 認定農業者制度の運営改善の徹底</u>	→【担い手育成支援：強い農業づくり交付金 （470 億円の内数）】 「地域担い手育成総合支援協議会」においてフォローアップ体制を強化するとともに、経営改善計画の達成状況調査に基づき的確な指導を実施
<u>ii) 担い手の育成・確保に向けた地域における合意形成と地域の実態を踏まえた集落営農の組織化と法人化の促進</u>	→【担い手育成支援：強い農業づくり交付金（前掲）】 【地域貢献担い手確保・育成支援：強い農業づくり交付金（前掲）】 集落機能の組織化を図るため、指導的役割を果たす地域リーダーの育成、担い手不足地域における集落営農の組織化を図るための取組支援
<u>iii) サービス事業体の施策上の位置づけ</u>	→【農業サービス事業体支援：強い農業づくり交付金（前掲）】 地域の担い手を目指す農業サービス事業体の活動支援（利子助成）を実施
<u>iv) 担い手の経営改善努力を側面から促す施策の推進、融資の更なる活用</u>	→【担い手育成支援：強い農業づくり交付金（前掲）】 地域段階における、担い手育成の数値目標

	の設定と達成に向けたアクション・プログラムの策定、経営コンサルタント、税理士等からなる専門家チームによる経営診断・指導、経営多角化や新商品開発に必要な機械・設備のリースの実施
v) <u>農地等の経営資源の円滑な承継</u>	→【農業生産法人経営支援出資事業：7億円】 【農林漁業金融公庫出資金：8億円】 受け手となる農業生産法人等に対する、農地保有合理化法人や農業再生ファンドからの金銭出資による資本増強策
vi) <u>担い手を支援する団体や機関の連携強化や窓口の一元化の更なる促進</u>	→【担い手育成支援：強い農業づくり交付金（前掲）】 全国・都道府県・地域段階において、農業団体、地方公共団体等からなる「担い手育成総合支援協議会」を設置
等の課題については、平成17年度から取り組むとともに、担い手への施策の集中化・重点化を促進していくべきである。	
3. 経営安定対策（品目横断的政策等）の確立 (5) 施策の具体化に向けた手順等 ① 品目横断的政策への転換については、（中略）、<u>具体的な支払方法・手順のシミュレーションや交付システムの開発について、平成17年度に着手</u>することが適当である。	→【品目横断的対策導入推進事業：0.7億円】 品目横断的政策の迅速かつ円滑な導入に向けたシミュレーション、交付システムの設計を実施
4. 農地制度の在り方 (4) 施策の具体化に向けた手順等 i) 優良農地の面的な確保を推進する上で望ましい農用地区域制度や転用規制の在り方	
ii) <u>担い手への農地の利用集積について、面としてのまとまりを確保しながらその加速化を実現するための施策の枠組み</u>	→【農業生産法人経営支援出資事業：（前掲）】 農業生産法人への農地と金銭の一体的出資により資本増強による規模拡大を支援 →【担い手農地情報活用集積促進事業：14億円】 【農地継承円滑化事業：6億円】 農地の売渡・貸出希望に関する情報提供、優良農地を適正に管理することにより担い手への農地の利用集積の促進 →【農地基盤整備対策（ソフト） ：元気な地域づくり交付金（466億円の内数）】 【強い農業づくり交付金：（前掲）】

iii) <u>耕作放棄地の発生防止・解消のための施策</u> iv) 意欲と能力のある主体による農地の権利取得とその効率的利用を促進する上で望ましい農地の権利移動制限の在り方 について、速やかに検討を進め、早期に企画部会に具体像を提示すべきである。 5. 農業環境・資源保全政策の確立 (1) 資源保全施策の在り方 エ 施策の具体化に向けた手順等 ① 資源保全について、規制的手法から奨励的手法までを適切に組み合わせて実施していくことの有効性を検証する必要があることから、 i) <u>地域実態に応じた資源の保全状況の把握</u> ii) <u>当該地域における望ましい保全管理手法の検討を行う調査について、平成17年度から着手し、有識者を交えた多角的な議論を重ねていくことが適当である。</u> (2) 農業生産環境施策の在り方 ウ 施策の具体化に向けた手順等 ② <u>モデル的な取組に対する支援の円滑な導入を図るため、平成17年度から環境負荷の低減効果に関する評価・検証手法等を確立するための調査に着手</u>することが適当である。	ハード事業の実施に伴う利用調整活動における団地化促進策の強化、施設整備における農地の集団化・団地化の目標の高い地区への配分の重点化により、質の高い利用集積を促進 【遊休農地再生活動緊急支援： 元気な地域づくり交付金（前掲）】 【優良農地確保支援対策等： 強い農業づくり交付金（前掲）等】 重点地区における遊休農地地権者への濃密指導等、遊休農地の再生・活用に向けた地域合意の具体化のための多様な活動を支援 【資源保全実態調査事業：9億円】 【資源保全手法検討調査：2億円】 農地・農業用水等の資源を適切に保全管理する施策体系を構築するため、資源保全の実態把握や保全管理手法の検討を実施 【新たな農業生産環境施策確立調査：0.3億円】 環境負荷の大幅な低減に向けたモデル的な取組への支援を検討するため、評価手法等の確立に必要な調査を実施
--	---

農林水産関係の補助金改革

首相官邸 政策会議・戦略本部
本部長 内閣総理大臣)

食料・農業・農村政策推進本部

農政改革基本構想

視点

選択と集中

国民の食
を守る「食
料産業」の
視点

グロー
バル化の中
の農業・
農政

意欲的な
生産者 地域の
後押し

方向

食料自給率向上
の前提となる人
（農業経営）と資
源（農地・農業用
水等）の確保

消費者が真に
安心し納得で
きる食生活の
実現

農業者・農村の
創意工夫の発揮
や挑戦を後押し
する基盤づくり

連携

地域再生本部

地域が使いやすい
仕組み

地域の自主性・裁量性
の発揮

国と地方の連携
による施策の展開

農林水産行政は国と
地方が連携して展開
する必要

- 自給率の向上
（生産地 vs 消費地）
- 国土の保全
（川上 vs 川下）
- 国民のふるさと
（農村部 vs 都市部）

県、市町村の枠をこえて
広域的な判断
が必要

補助金改革の方向

農政改革の方向に
沿った大胆な **統合 交付金化**
〔175事業を7つの交付金に〕

- 骨太な目的毎に統合
 - 食の安全・安心確保
（27億円）
 - 強い農業づくり
（470億円）
 - 元気な地域づくり
（466億円）
 - バイオマスの環づくり
（144億円）
 - もり
森林づくり
（44億円）
 - 強い林業・木材産業づくり
（78億円）
 - 強い水産業づくり
（152億円）

- 仕組みの転換
 - ・ 入口重視から出口
重視へ
成果目標を明示し事後
評価を徹底
 - ・ 採択時審査を簡素化
 - ・ 地域が提案するメ
ニューも補助の対象
とする
 - ・ 各メニュー間 地区
間の配分は地方の裁
量に委ねる

省庁間の連携強化

～ 汚水処理、道路・農道・林道、漁港・港湾 ～

【地域再生交付金（仮称）の創設】
＜交付金全体額 810億円、うち農林水産省 310億円＞

- 事務手続の簡素化
複数の事業を一つの計画にまとめて申請し、交付金
の交付を受けることができる。

- 事業の円滑な実施
＜汚水処理の場合＞

市 町 村

農業集落排水等
公共下水道
浄化槽

融通可能

執行の
弾力化

仕組み転換の概要

事務手続の大幅な軽減

地域の取り組みの自由度の拡大

① 入り口重視から出口重視へ

【これまで】

- ・ 事業毎に定められた細かな要件に合致しているのか細かく審査
- ・ 個別の施設毎に規模・構造等を細かく審査

【これから】

事前審査の簡素化

- ・ 達成しようとする成果目標が、事業の目指す方向に合致しているかどうか、
- 計画内容が成果目標達成可能な内容となっているかどうかだけを審査

事後評価の重視

- ・ 事業実施後、成果目標を達成できたかどうかを評価し、達成できない場合には、改善措置を求める

② 地域が提案するメニューも補助の対象とする

【これまで】

- ・ 国の示すメニューの中から選択

【これから】

- ・ 国の示すメニューに含まれていなくても、地域が必要と判断するメニューであれば、補助の対象とする

想定されるメリット

- ・ 他の事業で過去に整備した施設の改修など、既存のストックを活用した取組が容易になる
- ・ ハード事業でもソフト的取組（話し合い活動等）が可能になる

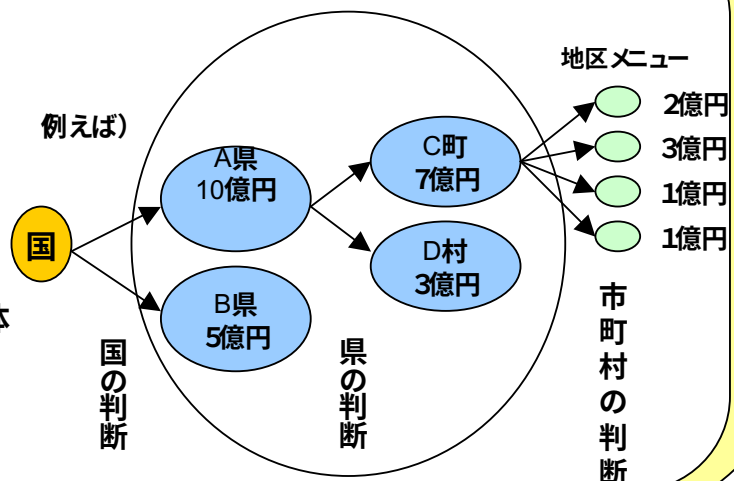
③ 各メニュー間・地区間の配分は地方の裁量に委ねる

【これまで】

- ・ 個別事業毎に事業申請を受け交付額決定

【これから】

- ・ 統合された交付金一体で事業申請、採択した計画全体について予算を配分



食の安全・安心確保交付金

食の安全・安心の確保のための対策という共通理念に基づき、
各対策ごとの補助金を大括り化



地域が自主性・独創性を発揮しつつ、
実態に応じた食の安全・安心対策を総合的に推進

生産者



産地から食卓までを通して
食の安全・安心確保の取組を推進

○農林産物の安全性の確保

- ・土壌有害物質のリスク管理対策
- ・農薬安全使用の推進 など

○畜水産物の安全性の確保

- ・飼料の安全性指導体制整備
- ・貝毒安全対策の推進 など

○家畜等の伝染病の発生の防止等

- ・家畜衛生管理体制の整備
- ・養殖衛生管理体制の整備 など

○病虫害防除対策の推進

- ・総合病虫害管理（PM）の普及推進
- ・重要病虫害の侵入・まん延防止体制の整備 など

○食品表示の適正化推進

- ・食品表示110番の開設
- ・食品表示ウォッチャーの配置 など

○トレーサビリティシステムの導入促進

- ・生産・流通段階における情報関連機器の整備 など

○食育の推進

- ・食育推進ボランティアの活動の充実
- ・体験学習、地産地消の推進 など



消費者

強い農業づくり交付金

現状の対策

生産対策

高品質農畜産物の供給体制の確立を図るため、新技術の現地実証、施設・機械等の整備を支援

経営対策

認定農業者等担い手の育成・確保、担い手に対する農地利用集積を促進し、地域農業の構造改革を加速化

流通対策

卸売市場の再編・連携や品質管理の高度化を通じ、生鮮食品等の流通の効率化、合理化に向けた取組を支援

対策の大括り化・交付金化

生産・経営から流通まで、川上から川下までの総合的な政策の推進

メリット

- 地域の実情に応じて必要なメニューを機動的、弾力的に選択することが可能になる
→担い手の育成、産地の形成、流通の合理化といった対策を地域ごとに総合的に推進

生産・経営から流通までの総合的対策の推進

新技術の導入、施設整備の支援

担い手を中心とした産地における高品質農畜産物の生産

担い手に対する総合的支援

担い手育成

連携

産地と実需者の取引締結の支援
卸売市場整備による架け橋機能の強化等

消費者
実需者

元気な地域づくり交付金

地域の自主性 裁量性の発揮

- ・地域が提案する独創的な取り組みも支援
- ・地区間、メニュー間の予算配分を地域の裁量により実施可能

事務の簡素化等による使い勝手の向上

- ・採択審査の簡素化（事後評価の重視）
- ・各種様式の統一、簡略化
- ・計画変更手続きの簡素化

元気な地域づくり計画の作成

3～5年後の地域づくりの目標を、地域独自の視点から明確化

採 択
(簡易な様式で実施)

農山漁村の活性化に資するソフト・ハードの幅広いメニューを助成対象

農村振興支援対策

農業、農村の活性化に資する施設の整備や地域住民など多様な主体の参画による取り組みや地域づくりを支援



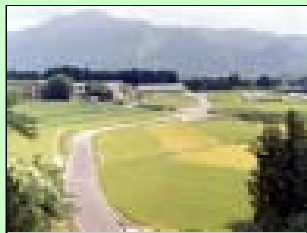
グリーン・ツーリズム、都市農業振興対策

グリーン・ツーリズムや都市農業を通じた市民農園等による交流、ふれあい活動を推進



農地基盤整備対策

地域の創意工夫を活かし、きめの細かい生産基盤の整備・保全及び関連する推進施策を支援



中山間地域等振興対策

地域の担い手の確保、棚田地域の保全、多様な地域産業の振興など山村等中山間地域の個性ある地域づくりを推進



地域提案メニュー

地域が目標達成に必要であると提案し、都道府県知事が認めた独創的な取り組みも支援

事後評価
(目標の達成状況を評価)

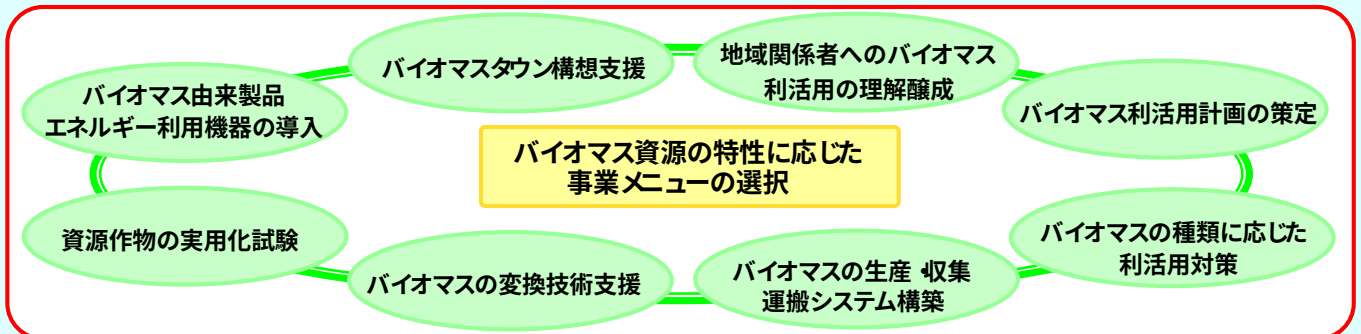
地域の創意工夫による元気あふれる農山漁村の実現

バイオマスの環づくり交付金

- 地域におけるバイオマスの発生から利用までの総合的利活用システムの構築に必要な取組を支援するための交付金制度を創設

地域提案による事業内容も実施可能とする等、地域における創意工夫を凝らした主体的な取組を推進

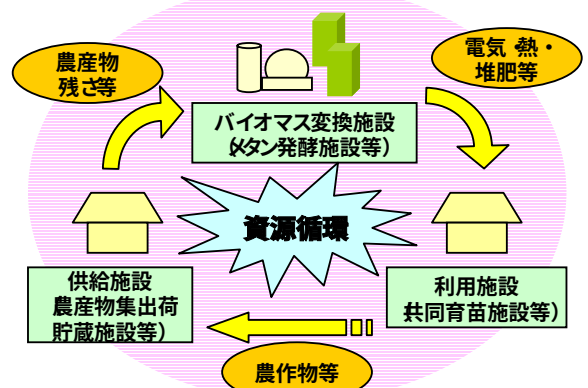
【ソフト支援】



【ハード支援】

バイオマス関連施設の整備

地域の自主性に基づき、バイオマス変換施設の整備と併せて、バイオマス供給施設・利用施設等、バイオマスの円滑な利活用に関連する施設を一体的に整備することにより、総合的な利活用システムを実現。



バイオマスをエネルギーや製品として総合的に最大限利活用し、持続的に発展可能な社会「バイオマス・ニッポン」を実現

バイオマスタウンの実現

地域の関係者の連携

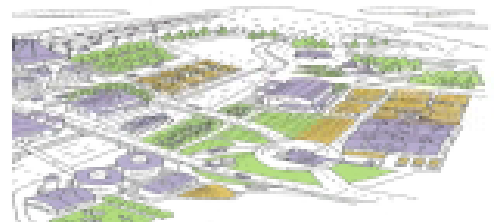
市町村
+
NPO、農協、事業者団体、
大学等

バイオマス利用計画
(バイオマスタウン構想書)
作成

農林水産省
+
関係府省

地域の取組に対し
情報の共有と連携

地域におけるバイオマスの
効率的な利活用を実現



もり 森林づくり交付金

ー森林の多面的機能の発揮と山村再生ー

ねらい

地球温暖化防止や国土保全など森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林の整備・保全を支える条件整備、社会全体で森林づくりを支えるという国民意識の醸成、定住促進による森林づくりを支える山村再生を一体的・総合的に実施（地域の判断で地域に必要なメニューを実施）。

メニュー

<ソフト>

- 森林病虫・獣害や山火事等による被害防止の推進、山地災害危険地区の周知徹底
- 流域の特性や地域のニーズに応じた森林づくりを支えるための普及啓発・合意形成
- 間伐材の利用促進
- 森林環境教育、企業の森林づくり活動をはじめとする森林ボランティア活動等の促進
- 多様な優良種苗の確保

成果目標の例

- ・山地災害危険地区が地域住民等に周知されている市町村の割合
- ・年度別間伐材利用量
- ・森の子くらぶ活動への参加者数
- ・自主的な森林の整備活動等への参加者数

<ハード>

- 間伐を促進するための条件整備（作業道、高性能林業機械の整備）
- 森林環境教育や都市との交流を推進するフィールドの整備
- 都市と山村の交流、山村の生活基盤の改善のための施設整備

※これらメニューの地元提案枠を活用し森林資源を活かした新たな産業（森業・山業）の創出を支援

成果目標の例

- ・年度別間伐実施面積の目標達成
- ・新規定住者の増加数
- ・施設を利用した交流人口の増加数



○森林の多面的機能の持続的発揮

○森林を支える山村の再生・活性化



強い林業・木材産業づくり交付金
～林業・木材産業の構造改革の実現と木材利用の推進～

ねらい

林業の持続的かつ健全な発展と、需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を強力に推進

- ① 効率的な林業生産体制の早急な確立
 - ② 木材産業の構造改革の推進
 - ③ 特用林産物の振興による担い手の定着促進と山村再生
 - ④ 木材・木質バイオマス利用の推進
 - ⑤ 担い手となる人材等の育成
- を一体的・総合的に実施（地域の判断で地域に必要なメニューを実施）。

メニュー

<ソフト>

- 地域材の供給体制の整備や新流通加工システムの構築等の促進
- 効率的かつ安定的な林業経営を担いうる人材の育成及び確保
- 消費者と連携した特用林産物の産地づくり
- 木材利用の意義についての普及啓発や地域材を活用した家づくり等の促進

<ハード>

- 効率的な林業生産体制確立のための条件整備（高性能林業機械の導入、作業道の整備等）
- 林産物の加工・流通の低コスト化のための木材加工流通施設等の整備
- 山村地域資源としての特用林産物生産施設等の整備
- 地域材を利用した公共施設や木質バイオマスエネルギー利用施設等のモデル的な整備

※これらのメニューの地元提案枠を活用し、森林資源を活かした新たな産業（森業・山業）の創出を支援

成果目標の例

- ・ 事業体の年間事業量の増加
- ・ 生産性の向上
- ・ 素材生産量の増加
- ・ 人工乾燥材の生産割合の向上
- ・ 集成材用素材の地域材利用量の増加
- ・ 林業就業者の確保
- ・ 特用林産物の生産量の増加

林業・木材産業の構造改革の実現と木材利用の推進



- 林業・木材産業の生産性の向上
- 地域材利用量の増加
- 担い手の所得の向上



強い水産業づくり交付金

ハード事業・ソフト事業が一体となった施策の展開

健全な水産業の育成

- ハード事業
 - ・漁業生産施設の整備
 - ・水産物の供給施設の整備
- ソフト事業
 - ・担い手の育成支援
 - ・漁協の経営基盤の強化
 - ・水産物流通・加工機能の強化

漁村地域の活性化

- ハード事業
 - ・漁港の高度利用の促進
 - ・漁村コミュニティ基盤の整備
- ソフト事業
 - ・都市と漁村の共生・対流の促進

つくり育てる漁業の推進

- ハード事業
 - ・水産資源の増養殖施設の整備
 - ・内水面漁業の振興施設の整備
- ソフト事業
 - ・水産資源の増養殖の推進
 - ・内水面漁業の推進
 - ・漁場環境の保全

水産資源の適切な管理

- ソフト事業
 - ・資源管理体制の強化
 - ・水面利用調整の推進

各地域の実情に応じてメニューを選択

例1) 健全な水産業の育成と適切な

資源管理に取り組む地域

地域の取組

- ハード事業
 - ・漁業生産施設の整備
 - ・水産物の供給施設の整備
- ソフト事業
 - ・担い手育成支援
 - ・資源管理体制の強化

例2) つくり育てる漁業の推進と漁村 地域の活性化に重点を置く地域

地域の取組

- ハード事業
 - ・水産資源の増養殖施設の整備
 - ・漁村のコミュニティ基盤の整備
- ソフト事業
 - ・漁場環境の保全
 - ・都市と漁村の共生・対流の促進

地方の自主性を活かした水産施策の展開

水産物の安定供給の確保・水産業の健全な発展を実現

公共事業における補助金改革 ～ 地域の裁量を高めるための省庁連携の強化 ～

1. 事業概要

- 汚水処理、道路・農道・林道、漁港・港湾について、地域で効果的な整備ができるよう 予算の一括計上・地方への一括交付、事業間の進捗調整を可能とする新たな交付金制度を創設し、省庁連携を強化する。

＜交付金全体額 810億円、うち農林水産省 310億円＞

1. 汚水処理施設整備交付金（仮称）＜全体 490億円、うち農業集落排水 100億円・漁業集落排水 15億円＞

農業集落排水施設及び漁業集落排水施設、公共下水道（国土交通省）、浄化槽（環境省）について、同じ市町村で複数の事業を実施する場合に活用

2. 道整備交付金（仮称）＜全体 270億円、うち農道 100億円・林道 70億円＞

農道・林道と地方道（国土交通省）について、一定の地域で複数の事業を実施する場合に活用

3. 港整備交付金（仮称）＜全体 50億円、うち漁港 25億円＞

地元の利用が主体となっている第1種漁港と地方港湾（国土交通省）において、放置艇対策や双方に効果がある防波堤の整備等を行う場合に活用

2. 地方のメリット

●事務手続の簡素化

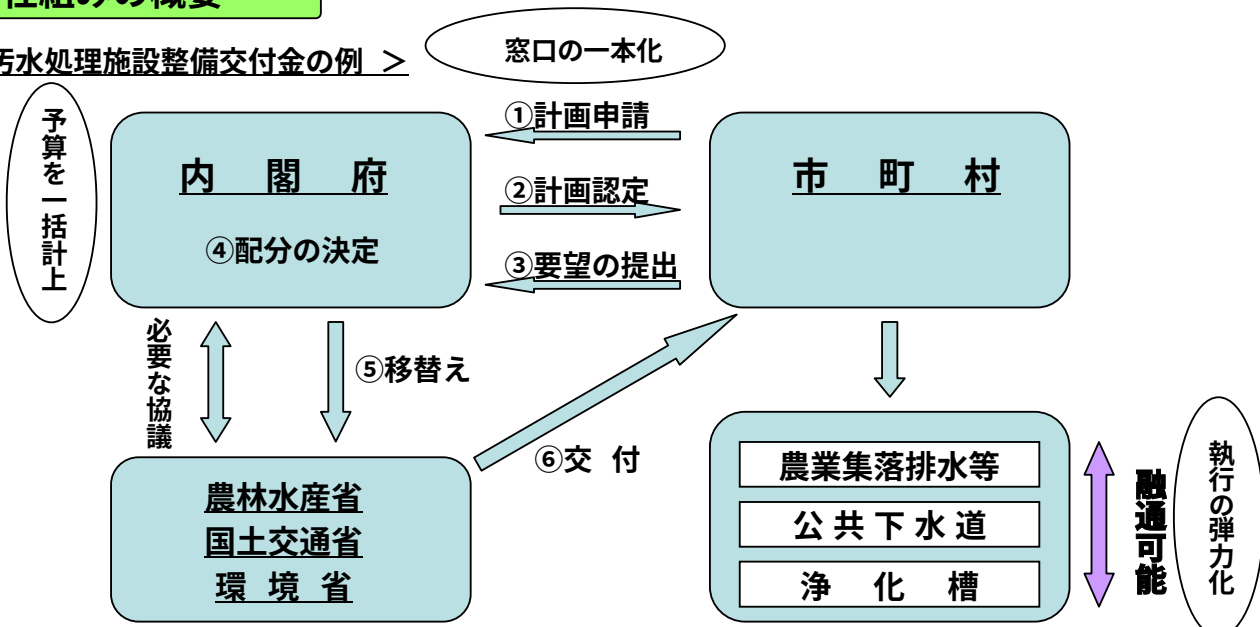
地方は、汚水処理・道路等のそれぞれの分野において、複数の事業を実施する場合、計画を個別に提出するのではなく、一つにまとめて提出することができる。また、計画の認定後は、年度ごとに、必要な経費をまとめて交付申請し、交付を受けることができる。

●事業の円滑な実施

計画の範囲内で、地方の裁量により、事業間の進捗調整を可能とし、地方の実情に即した事業執行に資する。

3. 仕組みの概要

＜ 汚水処理施設整備交付金の例 ＞



3. 政策評価の反映

農林水産省では、政策の実施の結果、国民に対して実際どのような成果がもたらされたか（アウトカム）を評価する観点から、一定の目標に対する達成度を測ることにより、「企画立案（Plan）」、「実施（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Action）」のサイクルを確立した政策評価を実施している。

（１）実績評価の反映

農林水産省では、平成12年度から、他省庁に先駆けて実績評価を実施しており、平成15年度政策の評価に当たっては、5つの大目標、12の中目標、59の政策分野（142の目標値）という政策評価体系（政策ツリー）を構築した上で評価を実施した。

その結果、達成ランク A（目標達成度90%～150%）の指標が85、ランク B（同50%～90%）の指標が22、ランク C（同50%未満）の指標が19となった。これらを踏まえ、十分な要因分析を行った上で評価結果を平成17年度予算に反映させた。

政策ツリー（政策分野一覧）

大 目 標	中 目 標	政 策 分 野
Ⅰ 消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる体制を確立する。	1 食品安全行政の一体的推進や産地段階から消費段階にわたるリスク管理の確実な実施により、食の安全を確保する。	(1) 食品安全性確保対策
		(2) 家畜衛生対策
		(3) 飼料の安全性確保対策
		(4) 農業生産資材品質・安全確保対策
	2 表示の適正化やトレーサビリティの導入・普及、食育の推進などにより、食に対する消費者の安心・信頼を確保する。	(1) 食品等の表示・規格制度
		(2) トレーサビリティの導入・普及対策
		(3) 食生活のあり方を見つめ直す幅広い活動の展開
		(4) 植物防疫対策
Ⅱ 消費者に対し、新鮮で良質な食料及び林産物を合理的な価格で安定的に供給する。	3 我が国の特色を活かし、高コスト構造を是正しつつ、新鮮で良質な食料及び林産物を安定的に供給できる体制を確立する。	(1) 食品流通対策
		(2) 食品産業対策
		(3) 米麦等の生産対策
		(4) 畑作物・地域特産物の生産対策
		(5) 園芸作物の生産対策
		(6) 畜産物の生産対策
		(7) 生産資材対策
		(8) 木材利用の推進と木材産業の健全な発展
		(9) 特用林産の振興
		(10) 我が国周辺水域における水産資源の適切な管理
		(11) つくり育てる漁業の推進
		(12) 消費者ニーズに対応した水産物の流通・加工
	4 世界の食料需給の安定や地球環境の保全を図るための国際貢献により、我が国の食料安全保障を確保する。	(1) 食料・農業・農村に関する国際協力
		(2) 国際的な水産資源の管理と利用

Ⅲ 農林水産業の構造改革を加速化し、効率的で安定的な経営が大宗を占め、魅力のある産業に育成する。	5 国民に対して必要な食料が供給できるよう、農地、水、漁場などの生産資源を確保する。	(1)耕作放棄の発生の防止等による優良農地の確保 (2)地域の特性に応じた農業生産基盤の整備・保全 (3)農地海岸の保全と良好な海岸環境の形成 (4)土地改良区組織の見直し
	6 持続可能な農林水産業を担う意欲ある経営体を育成・確保する。	(1)認定農業者等意欲ある農業者の育成 (2)新規就農の促進 (3)農山漁村における男女共同参画社会の確立 (4)高齢農林漁業者の役割の明確化と福祉対策 (5)担い手への農地利用集積の推進 (6)効率的かつ安定的な林業経営の育成 (7)効率的かつ安定的な漁業経営の育成 (8)漁業生産を支える人材の確保・育成 (9)農業協同組合系統組織の見直し (10)漁業協同組合の事業・組織基盤の強化
	7 過度の農産物の価格変動や災害発生による経営への悪影響を防止するための需給調整やセーフティネットにより持続可能な経営の実現を図る。	(1)農業災害補償 (2)米の需給政策 (3)麦の需給政策 (4)畜産物等の需給政策
	8 農林漁業者が主体的にその技術水準の向上が図れるよう、農林水産分野の研究・技術開発の高度化を図る。	(1)新たな農政の展開方向に即した技術開発の推進 (2)効果的・効率的な普及事業の展開 (3)森林・林業に関する研究開発の推進 (4)水産技術の開発
Ⅳ 都市と農山漁村との対流（「人・もの・情報」）を促進し、都市と農山漁村が共生しうる社会を構築する。	9 農山漁村の魅力の向上や都市と農山漁村のつながりの強化を図り、農山漁村地域を活性化させる。	(1)都市と農村の交流 (2)中山間地域等の振興 (3)子どもたちが農林漁業への理解を深めるための教育の推進
	10 都市と農山漁村の生活環境の格差を是正し、豊かで住み良い農山漁村を創造する。	(1)農村地域の総合的整備の推進 (2)山村地域の活性化 (3)漁村における総合的整備の推進 (4)農山漁村地域の情報化の推進
	11 農林水産業の有する自然循環機能を維持増進させ、持続的利用が可能なバイオマスの利活用を一層拡大させるとともに、自然環境を適正に管理することにより、将来にわたって多面的機能を発揮させる。	(1)農畜産業の環境保全対策 (2)バイオマスの利活用の推進 (3)森林の整備 (4)森林の保全 (5)国民参加による森林づくりと森林の多様な利用の推進 (6)地球環境保全対策
	12 農林水産統計・情報の的確な収集・提供及び行政の情報化を通じた効率的で透明性の高い行政運営を図る。	(1)政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進 (2)情報の受発信の推進
Ⅴ 国民のすべてが農山漁村において行われる適正な生産活動や森林を含む自然環境の適正な管理により生ずる多面的機能を享受できるようにし、将来にわたって持続的に発展可能な社会を実現する。		

実績評価結果反映の具体例

大目標Ⅰ：消費者が安全な食料を安心して購入・消費できる体制を確立する

＜＜主要政策分野の評価結果＞＞

【食生活のあり方を見つめ直す幅広い活動の展開】

- ・ 15年度目標：①脂質の熱量割合（供給熱量ベース）：28.2 %
②国民1人当たり供給熱量と摂取熱量の差：679 kcal
- ・ 達成ランク：①C ②C
- ・ 評価結果：脂質の熱量割合は若い世代の摂取量が相対的に多くなっていること等から、引き続き増加傾向にあり、また、食品の廃棄や食べ残しは減少しているものの、依然目標値には及ばず、ともに低い達成度。
- ・ 改善の方向：達成度が依然低位にとどまっていることから、消費者の摂食行動の変化等の要因を詳細に分析し、食料自給率の向上の観点も踏まえ、施策のあり方、展開方法、目標値のあり方について検討が必要。

＜17年度予算等で改善を行った政策手段の例＞

・ にっぽん食育推進事業（新規）

588（0）百万円

食生活の見直しの重要性を踏まえ、主食、主菜、副菜を基本にバランスの取れた食生活（ごはん等の穀類を中心に野菜、果物、牛乳・乳製品などが組み合わされた日本型食生活）を実現するため、17年度から新たに、栄養関係者等と連携した「日本版フードガイド（仮称）」の普及・啓発、全国的なマスメディアを通じた情報発信を図るとともに、「食を考える月間」を中心としたイベントの開催等により国民的な運動としての食育を推進する。

・ ゆたかさ発見食育実践対策（新規）

食の安全・安心確保交付金 2,742（0）百万円の内数

食生活の見直しの重要性を踏まえ、食育推進ボランティアの活動を充実・強化し、食に関する様々な体験活動を実施するとともに、学校給食における地元産を主体とした米、野菜、果物、牛乳・乳製品等地産地消の推進など、地域の特性を活かした食育活動を支援する。

大目標Ⅱ：消費者に対し、新鮮で良質な食料及び林産物を合理的な価格で安定的に供給する

《主要政策分野の評価結果》

【米麦等の生産対策】

- ・15年度目標：①米の10a当たりの生産コストの削減：126.8千円/10a
(代替指標) 水稻作付面積7ha以上層の作付面積シェア：14.00 %
②小麦の製めん評点の向上：73.4
③小麦の60kg当たりの生産コスト削減：8.6千円/60kg
④交付金対象大豆における契約栽培数量を増加：2万3千ト
⑤大豆の60kg当たりの生産コスト削減：17.0千円
- ・達成ランク：① A、C (代替指標) ② C ③ A ④ - ⑤ C
- ・評価結果：生産コストについては、米は土地の流動化が進んでいないこと等から低い達成度、小麦は達成度は高いものの前年よりわずかに生産費が増加。大豆の契約栽培数量は国産の需要の高まりにより超過達成。
- ・改善の方向：米については、農地利用の集積を加速する観点からも産地づくり対策の適切な運用が必要。小麦、大豆については加工適性の高い品種への作付転換を図り、団地化、農地利用の集積により、生産の効率化を図る必要。

《17年度予算等で改善を行った政策手段の例》

・競争力強化生産総合対策（新規）

強い農業づくり交付金 47,009(0)百万円の内数
その他 4,576(0)百万円の内数

担い手への農地・農作業の集積や土地利用型作物の生産性を向上させる観点から、産地の気象や立地条件等を踏まえ、稲・麦・大豆に係る先進的な省力・低コスト生産方式の確立に取り組む産地をモデル的に支援する。また、麦・大豆については、多様な実需者ニーズに即したきめ細やかな品質管理などをより一層推進することにより、消費者重視・市場重視の考え方を徹底し、自立的な産地づくりを誘導する。

大目標Ⅲ：農林水産業の構造改革を加速化し、効率的で安定的な経営が大宗を占め、魅力のある産業に育成する

《主要政策分野の評価結果》

【認定農業者等意欲ある農業者の育成】

- ・15年度目標：経営改善計画の認定数：21.4万経営体
- ・達成ランク：A
- ・評価結果：達成状況は順調であるものの、市町村で認定の仕方にバラツキがある、経営改善の取組状況が十分把握されていない等の課題。
- ・改善の方向：認定農業者制度の運用改善のためのガイドラインに基づき、施策の集中を図るべき主体である認定農業者の認定の透明性確保や認定後のフォローアップの徹底等が必要。

〈17年度予算等で改善を行った政策手段の例〉

- ・担い手総合支援（新規） 強い農業づくり交付金 47,009（0）百万円の内数
その他 718（0）百万円

認定農業者の育成、農業経営の法人化、集落営農の組織化等を支援する事業を統合・総合化し、全国、都道府県、地域の各段階において、農業団体及び地方公共団体等により設置される協議会とコーディネーターを核として、フォローアップ体制の強化による認定農業者の体質強化等の取組みに対して各種支援策を重点的・総合的に実施する。

大目標Ⅳ：都市と農山漁村との対流（「人・もの・情報」）を促進し、都市と農山漁村が共生しうる社会を構築する

《主要政策分野の評価結果》

【都市と農村の交流】

- ・15年度目標：①グリーン・ツーリズム人口：1,120～1,300万人
②市民農園の整備促進：168,379区画
③三大都市圏の農業産出額の全国に占める割合：6.0％
(代替指標) 農業粗収益：319万円
- ・達成ランク：①C ②B ③A
- ・評価結果：グリーンツーリズム人口が受入側の情報発信が十分でないこと等によりここ4年同水準にとどまるなど、達成状況は不十分。
- ・改善の方向：企画力や行動力のある人材や組織の育成、受入環境の整備、効果的な情報受発信等の受け皿づくりが重要であり、観光立国の取組との連携や構造改革特区制度の活用等の積極的な取組が必要。

〈17年度予算等で改善を行った政策手段の例〉

- ・グリーン・ツーリズムセンター機能の確立（拡充） 83（92）百万円

インターネットにおける、ニーズにあった分類と情報を容易に検索することが可能なシステムの構築について検討し、検索システムの更なる改良を進めるとともに、情報収集の強化と登録件数の充実を図る。

- ・グリーン・ツーリズムビジネスの育成（拡充）

元気な地域づくり交付金 46,607(0)百万円の内数
その他 73(80)百万円

各地域の研修に対するニーズの把握を行い研修内容の重点化を行う。また、研修終了後の取組事例の公開及び研修終了後の参加者へのフォローアップを行い、人材バンクの活用性をより一層高める。

【漁村地域における総合的整備の推進】

- ・15年度目標：①漁業集落排水施設による処理人口比率：31 %程度
②地域住民等の漁村整備に対する満足度：100 %
- ・達成ランク：① A ② B
- ・評価結果：漁業集落排水施設については順調な達成となっているが、漁村整備に対する地域住民の満足度は8割にとどまっているところ。
- ・改善の方向：漁村における生活環境の改善に資するような着実な事業の推進が必要。なお、地域住民の満足度の一層の向上に向けた施設整備計画の改善が必要。

〈17年度予算等で改善を行った政策手段の例〉

- ・漁村再生交付金（新規） **3,000(0)百万円**
漁村の健全な発展を図るため、地域の裁量権を拡大し、地域が主体となり創造力を活かした水産基盤の整備等を効率的に行う新たな仕組みを創設する。

大目標Ⅴ：国民のすべてが農山漁村において行われる適正な生産活動や森林を含む自然環境の適正な管理により生ずる多面的機能を楽しむことができ、将来にわたって持続的に発展可能な社会を実現する

《主要政策分野の評価結果》

【森林の整備】

- ・15年度目標：① 民有林における
ア 複層林等多様な森林の造成：242 千 ha/4 年
イ 育成複層林造成（樹下植栽）：23.8 千 ha/4 年
② 国有林における
ア 複層林等多様な森林の造成：31.2 千 ha/3 年
イ 複層林・長伐期林の整備面積：32.4 千 ha/3 年
- ・達成ランク：①ア B イ B ②ア A イ A
- ・評価結果：民有林については、林業の採算性が更に悪化したことにより、達成度は更に低下。
- ・改善の方向：健全な森林の整備を推進することは地球温暖化防止のためにも重要であり、木材の利用推進等と一体となった取組を推進することが必要。また、「森林整備保全事業計画」等を踏まえ、目標の見直しが必要。

〈17年度予算等で改善を行った政策手段の例〉

- ・水土保持林整備事業（拡充） **33,064(35,174)百万円の内数**
- ・資源循環林整備事業（拡充） **13,459(13,917)百万円の内数**
間伐遅れの森林を集中的に解消するため、新たな間伐団地の設定や間伐木の搬出集積に係る要件の一部見直しを行うとともに、間伐率を全般的に引き上げることで、より効率的かつ効果的な間伐と搬出口の拡大による間伐材利用を推進。

（２）政策手段別評価の反映

実績評価を補完するものとして、個々の政策手段を対象に、その必要性、有効性及び効率性の観点からの評価を行う政策手段別評価を実施し、その結果継続としたものが２、改善・見直しが必要としたものが５７（廃止を前提に検討が必要とした１８の政策手段を含む。）となった。

改善・見直しが必要とされた５７の政策手段については、平成１７年度予算概算要求に当たり、そのすべてについて改善・見直しを行った。

政策手段別評価結果を踏まえた改善・見直しの反映状況及び政策手段の例は以下のとおりである。

○ 政策手段別評価結果反映状況総括表

評 価	一定の改善・ 見直しが必要	廃 止	合 計
予算関連手段数	39	18	57
改善を行った手段数	36	—	36
廃止した手段数	3	18	21

注：「廃止」には一部廃止を含む。

評価対象事業名：総合食料対策民間団体事業推進費
補助金のうち 外食産業経営基盤整備事業費
〔事業担当課：総合食料局食品産業振興課〕

【政策評価総括組織の所見の概要】

〈有効性の改善〉

- 本事業については、必要性・効率性は認められるものの、ＢＳＥや高病原性鳥インフルエンザの発生による国民の食の安全・安心に対する関心の高まり等を受け、ニーズに応じた調査研究、情報提供を通じて外食産業の体質強化が図られるよう、有効性の改善を図る必要がある。

【政策評価結果の反映状況】

１４（１５）百万円

- 平成１７年度予算においては、外食産業のニーズに応じた調査研究、情報提供を通じて外食産業の体質強化を図るとともに、本事業の有効性を検証するため、アンケート調査等を実施するなどして外食事業者等における本事業の成果物の活用状況等を把握することとする。

評価対象事業名：林業生産流通振興事業費補助金

【事業担当課：林野庁研究普及課】

【政策評価総括組織の所見の概要】

〈廃止(一部)〉

- ・ 林業普及指導事業の重点化、効率化が求められている実態を踏まえ、後継者も含めた林業経営の担い手の育成及び確保、そのための林業普及指導職員の高度化を図るなど本事業の目的を達成するために必要なメニューの見直しを実施し、本事業の重点化を図る必要がある。

【政策評価結果の反映状況】

57（355）百万円

- ・ 平成17年度予算においては、林業後継者を含めた林業経営を担い得る人材を対象とする事業に重点化する観点から、森林・林業教育総合推進事業の一部及び、森林づくりボランティア活動普及教育支援事業を廃止する。

また、次代の森林経営を担う人材の育成を図る事業について、インターシップの推進等真に林業後継者の育成に資するものに重点化するとともに、森林所有者等の技術向上を図るための事業に統合を図る。

評価対象事業名：

わかめ養殖業構造調整支援技術等緊急開発調査事業

【事業担当課：水産庁栽培養殖課】

【政策評価総括組織の所見の概要】

〈廃止〉

- ・ 本事業の目的はおおむね順調に達成されており、今後は、実用化に向けて、本事業の成果を広く関係者に公開することにより、技術の評価を受けることが適当であることから、廃止を前提に検討する必要がある。

【政策評価結果の反映状況】

0（65）百万円

- ・ 本事業については、所見を踏まえ、平成16年度をもって廃止することとし、また、その成果については広く関係者に公開するものとする。

4. 「重点4分野」への予算配分の重点化

(単位：億円)

区 分	主 な 事 業 内 容	17年度 概算決定額
I 人間力の向上 ・ 発揮		1,291
1. 教育・文化	・ 国民運動としての食育活動の推進 ・ 新規就農対策、農業研修教育の充実 ・ 農林水産業を担う人材育成のための施設整備	68
2. 科学技術	・ 生産性の高い地域輪作システムのモデル的構築 ・ ゲノム育種による効率的品種育成技術の開発 ・ 研究開発の推進のための競争的研究資金の充実	1,170
3. IT	・ 農林水産業・農山漁村におけるIT化推進 ・ 行政の情報化の推進	54
II 個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方	・ 競争力強化に向けた、担い手を中心とする産地の取組を支援 ・ 農林水産物の輸出促進に向けた総合的支援体制の確立 ・ 中山間地域等への直接支払いの実施 ・ 地域特性を活かし、多様な農水産物の安定供給を担う豊かで個性ある産地づくり ・ 防災対策を通じた安全な地域づくり	9,042
III 公平で安心な高齢化社会・少子化対策	・ 消費者に信頼される食の安全安心体制の構築 ・ 高齢者が生き生きと働き、安心して暮らせる環境づくり ・ ユビキタス食の安全・安心システムの確立 ・ 出産・育児期の女性農業者支援	2,361
IV 循環型社会の構築 ・ 地球環境問題への対応	・ 地域におけるバイオマスの総合的利活用の促進 ・ 健全な森林の育成等を通じた地球温暖化の防止 ・ 自然生態系の保全・再生に資する農山漁村環境の創造 ・ 有明海環境改善のための調査・研究の推進	4,700
重 点 4 分 野 計		17,393 (59.2%)
合 計		29,362 (100%)

(注) 計数は四捨五入によっているので、端数においては計が合致しない場合がある。
 なお、平成16年度予算における「重点4分野」のカバー率は、57.8%であった。

○ 公共投資関係費重点化措置の概要

(単位：億円)

区 分	主 な 事 業 内 容	17 年 度 概算決定額
I 人間力の向上・発揮		80
1. 教育・文化	・ 農林水産業を担う人材育成のための施設整備	31
2. 科学技術	・ 農林水産分野に係る試験研究施設の整備	37
3. IT	・ 農林水産業・農山漁村におけるIT化推進 ・ ITを活用した防災システム等の整備	12
II 個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方	・ 都市近郊の豊かな森林空間の形成 ・ 安全・安心な都市生活確保のための防災対策 ・ 都市と農山漁村が共生・対流する新たなむらづくりの推進 ・ 豊かな自然景観、伝統や文化等の地域資源を活かした美しいむらづくり ・ 地域特性を活かし、多様な農水産物の安定供給を担う豊かで個性ある産地づくり ・ 防災対策を通じた安全な地域づくり ・ 農林水産業の振興等による市町村合併の支援	6,690
III 公平で安心な高齢化社会・少子化対策	・ 消費者に信頼される食の安全安心体制の構築 ・ 高齢者が生き生きと働き、安心して暮らせる環境づくり	555
IV 循環型社会の構築・地球環境問題への対応	・ バイオマスの利活用等有機性資源等のリサイクルの推進 ・ 健全な森林の育成等を通じた地球温暖化の防止 ・ 自然生態系の保全・再生に資する農山漁村環境の創造	4,168
重 点 4 分 野 計		11,493 (81.3%)
合 計		14,138 (100%)

(注) 計数は四捨五入によっているので、端数においては計が合致しない場合がある。
 なお、平成16年度予算における公共投資関係費に係る「重点4分野」のカバー率は
 79.5%であった。

5. 「モデル事業」への取組

16年度予算より、試行的に導入されている「モデル事業」（特徴：政策目標を明示し、事業の性格に応じて、繰越明許の活用や予算科目の大括り化・流用等による予算執行の弾力化等を図る）については、17年度予算において以下の取組を実施。

《継続》 「バイオマスプラスチックの利用促進」（10億円）（参考P60）

《新規》

① 電子政府関係予算（8億円）

総合食料局（旧食糧庁）、林野庁（国有林野事業）の事務処理システムについて、旧型（レガシー）システムから、オープンシステム化、サーバの集中化など新システムへの転換を図る事業。

- （目標）システム維持管理に要する行政経費の減少
- ・総合食料局（旧食糧庁）：約2.8億円／年（H15：15.5億円→H20以降：約12.7億円）
 - ・林野庁（国有林野事業）：約6.3億円／年（H15：11.8億円→H19以降：約5.5億円）

② ユビキタス食の安全・安心システム確立事業（19億円）

ユビキタスコンピューティング技術を活用して情報の記録等の自動化・簡便化を進め、リスク管理の強化や消費者が簡単に入手できる安全・安心情報の充実等を図るとともに、併せて効率的物流体系を確立するため、モデル事業の枠組みの中で、実証試験、普及啓発、施設整備等を実施。

- （目標）① 生鮮食品及び加工度が低い加工品を対象として、主要な購買先において、24時間以内に50%程度の品目について生産流通履歴を追跡・遡及
- ② 本システムを導入した卸売市場における物流作業コストを4分の1程度削減

③ 生産性の高い地域輪作システムをモデル的に構築する事業（1億円）

大規模な畑作、水田作における生産性の高い地域輪作システムの導入のため輪作体系における労働時間や生産費の低減を目指し、モデル事業の枠組みの中で、技術開発、普及・啓発を一体的に実施。

- （目標）高生産性技術の導入により、
- ① 北海道畑作輪作体系における馬鈴しょ生産について、労働時間を現状の40%減、生産費を現状の10%減
 - ② 水田輪作体系（関東・東海）について、労働時間を現状の30%減、生産費を現状の15%減

ユビキタス食の安全・安心システム



高生産性地域輪作システム構築のためのモデル事業

○土地利用型農業の規模拡大 ○担い手対策の強化

A) 北海道における生産性の高い大規模畑輪作体系の確立

問題点

- ・担い手の大幅な減少に対応する規模拡大が急務
- ・馬鈴しょの収穫作業と麦の播種作業の競合が規模拡大を阻害
- ・省力化が進んだ小麦に作付が偏り、輪作体系に乱れ

技術開発の推進

○馬鈴しょの高品質化と収穫作業の省力化を可能とするソイルコンディショニング技術

B) 生産性の高い大規模水田輪作体系の確立

問題点

- ・麦・大豆の耕起栽培では降雨の影響を受けやすく、適期播種が困難
- ・麦の収穫作業と大豆の播種作業が競合
- ・規模拡大のためには水稻春作業の省力化が必要

技術開発の推進

○不耕起播種機を基軸とした、多様な圃場条件で稲、麦、大豆の播種作業の省力化と適期作業が可能な技術体系の開発

大規模な畑作、水田作における生産性の高い地域輪作システムの普及・啓発、地域における導入支援

実証連携

<攻めの農政の実現>

○土地利用型農業の競争力強化 ○食料産業の活性化

6. 「政策群」への取組・府省間の連携強化

1. 「政策群」への取組

16年度予算より導入されている「政策群」（特徴：①規制改革・制度改革等と予算措置を組合せ、構造改革と予算との連携を強める、②原則として府省横断的に対応することで、政策の実効性・効率性を高める、③より少ない財政負担で、民間活力を最大限に引き出す）については、17年度予算において以下の取組を実施。

＜＜継続＞＞

都市と農山漁村の共生・対流の推進

都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現に向け、引き続き関係5省（総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省）と連携し、グリーン・ツーリズム等を推進するための規制改革や制度改革等の促進とあわせて、都市住民の農山漁村へのニーズの後押し、農山漁村体験学習等の推進、魅力ある農山漁村づくりのための支援を総合的に推進。

＜＜新規＞＞

① 健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための「食育」の推進

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身につけるため、関係3府省（内閣府、内閣府食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省）との連携を強化しつつ「食育」を国民運動として展開。

② ユビキタスネットワークを活用した食の安全・安心の向上

関係2省（総務省、経済産業省）による電子タグ等のユビキタスコンピューティング技術の基礎的な研究・開発について連携し、食の安全・安心システムの開発を行うとともに、併せて効率的物流体系を確立。

③ 木材利用の推進による環境と人にやさしい社会の構築

関係3省（国土交通省、厚生労働省、環境省）と連携し、再生産可能で加工に要するエネルギーが少ない木材の利用を積極的に推進し、林業の活性化を通じて森林の有する多面的機能を発揮するとともに、環境に負担の少ない循環型社会の構築による温室効果ガス削減目標6%の実現に貢献。

II. 府省間の連携強化

平成17年度農林水産予算においては、施策の実効性を高めるため、『I.「政策群」への取組』のほか、以下の施策につき関係府省間の連携を強化。

バイオマスの環づくり交付金	144億円
バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議を構成する関係府省間で連携し、市町村等が作成するバイオマスタウン構想を共有する中で、その実現に向け、地域計画策定支援、利活用システムの構築、施設整備等を実施。	
新規就農等促進総合支援	強い農業づくり交付金470億円の内数等
新規就農者の確保を一層推進するため、厚生労働省と連携し、就農・就業に関する相談活動・情報収集を強化するとともに、新規就農を希望する者の裾野の拡大を図るため、文部科学省と連携し、農業体験学習の受入体制を整備。	
地すべり等観測情報基盤整備対策（公共）	（農業農村）82億円の内数、（林野）114億円の内数
地すべり対策事業等について、モデル地域において、監視・観測施設の設置等に係る計画の策定やこれに基づく効果的な事業の実施など国土交通省との連携を推進。	
環境研究総合イニシアティブ	26億円
地球温暖化対策技術や資源循環型技術の開発をはじめとする環境研究については、総合科学技術会議のイニシアティブの下、環境省、文部科学省等の関係府省と連携して実施。	
先端技術を活用した農林水産研究高度化事業	38億円
提案公募型競争的資金の研究応募区分に、他府省の基礎・基盤的研究で生まれた技術シーズや他分野の研究成果を農林水産分野に積極的に応用する研究を推進する「府省連携型研究」を新たに創設。	
農林水産研究情報デジタルコミュニティの構築	3億円
筑波研究学園都市の研究機関（研究所、大学等）を超高速ネットワークで結ぶ「つくばWAN」に参画するとともに、これを通じて、文部科学省の学術ネットワーク（SINET）等と接続し、共同研究を推進。	
木造公共施設整備	強い林業・木材産業づくり交付金78億円の内数
文部科学省や厚生労働省との連携により、学校や保育所等で地域材を利用したモデル的な公共施設を整備。	
豊かな海と森林を育む総合対策（公共）	（林野）403億円の内数、（水産）1,383億円の内数
森林整備事業及び治山事業と水産基盤整備事業の連携に加え、新たに創設した漁村再生交付金の地域提案型整備の中で、魚つき保安林等の整備（植栽工等）に充てることが可能となり、豊かな海を育む森林等の整備と漁場環境の改善に係る施策の一層の連携を推進。	
海岸事業（公共）	207億円の内数
厚生労働省（健康増進施設）、文部科学省（学校教育施設）、国土交通省（河川事業）等と緊密に連携して海岸事業を実施。	

7. 「担い手」への施策の重点化

効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造の確立を目指し、17年度農林水産予算において、認定農業者を中心とする「担い手」への集中化・重点化が一層図られるよう、要件を見直す事業の「量的拡大」、要件の見直し内容の「質的向上」を推進。

1. 要件を見直す事業の「量的拡大」

● 農業生産法人経営支援出資事業等18事業

- ・ 農業生産法人経営支援出資事業について、農地保有合理化法人が出資する対象を、農業生産法人である認定農業者に限定。
- ・ アグリ・チャレンジャー支援について、事業実施主体を「認定農業者等の組織する団体」に限定。
- ・ 経営構造対策について、認定農業者の育成等に関する意欲的な目標を設定した地区に優先的に配分される仕組みを導入。
- ・ 担い手農地情報活用集積促進事業について、インターネット等により農地情報を集積・公開する仕組みにおいて、募集する農地の引き受け希望者を認定農業者等の担い手に限定。
- ・ 農地基盤整備対策について、農地の担い手への利用集積活動に対する助成期間をハード事業完了後も延長するときは、受益面積に占める担い手の面積シェアが更に連担化した上で一定以上増加する場合に限定。

2. 要件の見直し内容の「質的向上」

● 農業経営基盤強化資金等5事業

- ・ 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）について、無担保融資の限度額の引き上げを望む認定農業者に対しては、新たな要件（経営診断等）を付加。

3. 要件を引き続き設定

● 農業経営改善促進資金等24事業

- ・ 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）について、対象者を認定農業者に限定。

8. 公共事業から非公共事業への政策手段の転換（シフト）

平成17年度農林水産予算においては、公共事業の一部（109億円）を活用し、以下の農林水産業の緊急かつ必要な課題に対する施策の充実・強化を図ったところ。

元気な地域づくり交付金（環境保全型農業の取組への工法的支援）	1億円
環境保全型農業の促進のため、基盤整備の実施を契機として環境保全型農業の確立に取り組む地域を対象として、環境保全型の営農に資する工法の採用に係る掛かり増しへの支援等を実施。	
元気な地域づくり交付金（経営体育成への支援）	3億円
担い手への農地利用集積の一層の加速化・高度化のため、効果発現の早期化への支援と、担い手に集積かつ連担化された面積の基盤整備事業の受益面積に占める割合を、事業完了時より更に一定以上増加させる場合に、土地利用調整活動に対する支援を実施。	
元気な地域づくり交付金（水田の畑利用促進への支援）	1億円
地域水田農業ビジョンの実現を支援するため、地域振興作物等を新たに事業対象とし、基盤整備地区において生産団地を形成したものについて排水対策等のための促進費を交付。	
元気な地域づくり交付金（美の田園復興）	5億円
良好な農村景観の再生・保全に向けた地域住民等の活動や土地改良施設等の改修の支援及び普及啓発などにより美しい田園風景を復興。	
グランドワーク推進支援事業	1億円
住民、企業、行政の三者の協働により、身近な地域の環境を見直し、自らの手で改善していくグランドワーク活動を重点的に支援。	
バイオマスの環づくり交付金	72億円
バイオマスの供給施設、変換施設及び利用施設を一体的に整備し、バイオマスタウン構想の早期実現を支援。	
離島漁業再生支援交付金	17億円
多面的機能を発揮する離島漁業の再生を図るため、藻場の維持管理等漁場の生産力向上の取組や創意工夫を生かした新たな取組等を行う離島の漁業集落に対し支援。	
強い水産業づくり交付金（水産物供給施設等整備）	3億円
公共事業等と一体的な計画の下、水産物の生産・流通・加工の過程における高度衛生管理に対応したモデル的な施設の整備を支援。	
強い水産業づくり交付金（水産資源増殖）	1億円
水産基盤整備事業による魚礁の設置、藻場の造成等を活用した種苗放流等を実施し、漁場整備連携型の効率的な栽培漁業を推進。	
藻場・干潟生産力等改善の推進	1億円
藻場の磯焼け改善に加えて、機能の低下した干潟の生産力等の改善を図るための実証試験の実施及びその成果の活用によるガイドラインの作成。	
その他水産振興対策	3億円
漁場環境の保全等を図るため污水处理施設の機能向上に必要な施設の整備、高度な衛生管理へのきめ細かな対応を推進するための漁業生産関連機器の整備を支援。	

9. 公共事業の効率的実施に向けた取組

国庫補助負担金改革の強力な推進

三位一体改革に関する政府・与党合意（平成16年11月26日）等に基づき、以下の取組みを実施。

【省庁連携強化に関する交付金の創設】

- 以下の分野について、関係する省庁が連携して、地方の裁量度を高めるための仕組みを構築（※事業や仕組みの概要等については、「2. 補助金改革への取組み」参照）

- ① 汚水処理施設整備交付金（仮称）

：農業集落排水施設及び漁業集落排水施設、
：公共下水道(国交省)、浄化槽(環境省)

同じ市町村において複数の事業を実施する場合に連携を推進

- ② 道整備交付金（仮称）：農道・林道と地方道(国交省)

農道・林道と地方道（国交省）について、一定の地域において複数の事業を実施する場合に連携を推進

- ③ 港整備交付金（仮称）：漁港と港湾(国交省)

隣接する第1種漁港と地方港湾について、放置艇対策や双方に効果がある防波堤の整備等を行う場合に連携を推進

【省庁連携以外の交付金】

- むらづくり交付金（拡充）

- ・ 農業及び農山漁村の総合的な発展を図るため、農山漁村における生活環境に関する整備を農業生産基盤の整備と併せて、総合的、一体的に実施できるようメニューを拡充

- 漁村再生交付金（創設）

- ・ 漁村地域の再生を進めるため、市町村の裁量を大幅に拡大し、既存ストックの有効活用等を通じて、水産業の生産基盤と生活環境を効率的・効果的に整備

【国庫補助負担金のスリム化】

- 農林水産関係一般公共に占める地方公共団体向け国庫補助金の割合
16年度 18.5% → 17年度概算決定 16.9% (▲1.6ポイント)

○ 国の関与についての見直し

- ・ 治山施設修繕統合補助事業の廃止
- ・ 地すべり防止施設修繕統合補助事業の廃止
- ・ 国有林野内補助治山事業の廃止

〔 採 択 基 準 〕

- ・ 田園空間整備事業
 - (都道府県営事業) 1億円以上 → 2億円以上
 - (団体営事業) 5,000万円以上 → 2億円以上
- ・ 保安林管理道整備事業 3,000万円以上 → 5,000万円以上
- ・ 水源流域広域保全事業 1億3,000万円以上 → 1億5,000万円以上
- ・ 漁港漁場機能高度化統合補助事業 (漁場施設の改良・補修)
 - (都道府県事業) 3,000万円以上 → 5,000万円以上
 - (市町村事業) 1,000万円以上 → 3,000万円以上
- ・ 海岸事業：高潮対策・侵食対策・公有地造成護岸等整備統合補助事業
 - (市町村事業) 7,000万円以上 → 8,000万円以上
- 補修統合補助事業
 - (都道府県事業) 4,500万円以上 → 5,000万円以上
 - (市町村事業) 2,000万円以上 → 2,500万円以上
- 海岸環境整備事業 8,500万円以上 → 9,000万円以上

【交付金以外の省庁間連携の推進】

- 海岸事業 (農地海岸、漁港海岸(以上当省)、港湾海岸、河川海岸(以上国交省)) について、複数省庁にまたがる一連海岸で水門の自動化等の整備と耐震調査等を総合的に行う場合、農林水産大臣か国土交通大臣のいずれかの主務大臣による計画承認、予算配付を可能とする津波危機管理対策緊急事業を創設
- 地すべり対策事業等について、モデル地域において、監視・観測施設の設置等に係る計画の策定やこれに基づく効果的な事業の実施など国土交通省との連携を推進

【統合補助金等の地方の裁量を高めるための仕組みを拡大】

○ 地区別の事業費の配分を地方の裁量に委ねる仕組み（統合補助金）の創設・拡充

- ・ 海岸事業について、水門の自動化等の整備と耐震調査等を総合的に行うことができる統合補助事業(津波危機管理対策緊急事業)を創設(再掲)
- ・ 畜産環境問題に地域の実情を踏まえ弾力的に対応するため、畜産環境総合整備統合補助事業(資源リサイクル型及び草地畜産活性化型)を創設
- ・ 生活環境保全林整備事業等の生活環境や自然環境の保全を図る事業について、新たに統合補助金化
- ・ 漁港漁場機能高度化事業及び漁港環境整備事業について、都道府県営も新たに統合補助金化することにより、両事業全てを統合補助金化

○ 事業の採択において地方の提案が活かせる仕組みを導入

- ・ 事業費の一部を、漁場環境と森林保全を一体的に行う魚つき保安林の整備や都市での試行的な地域水産物販売などの市町村が提案する事業に充てることができる漁村再生交付金を創設（再掲）

○ 国と地方の連携強化を推進

- ・ 民有林・国有林を通じた連携の強化を図るため、都道府県ごとに「治山事業連絡調整会議」を設置し、山地災害発生時の相互の迅速な連絡体制の構築や、災害の発生状況を踏まえた共同の復旧方針、整備目標等の作成等を実施

【農山漁村における「地域自らが考え行動する」取組みの支援】

○ 立ち上がる農山漁村の推進

- ・ 農業参入促進基盤整備実証事業の創設
農業参入する企業の能力を活用した基盤整備とその後の農業経営の展開過程において、官民が連携し、新たな担い手育成や整備コストの合理化等に取り組む際の技術的課題等を、モデル地区において調査・検討し、広くその知見を普及

○ 魅力ある農山漁村づくりの推進

- ・ 「景観法」(H16.6.18公布)や「水とみどりの『美の里』プラン21」(H15.9.5公表)に基づき、農山漁村における良好な景観の形成を図りつつ事業を展開

予算配分を重点化

～ 政策課題の緊急性を踏まえて配分 ～

○ 重点4分野への重点化

16年度 78.5% → 17年度概算決定 79.5%

○ メリハリのついた事業別配分

【機能別分類（シェア）】

	H16当初		H17概算決定	対前年比
国土保全	30.5%	→	32.5%	+2.0ポイント
生活環境整備	23.8%	→	20.1%	▲3.7ポイント
食料供給基盤整備	45.7%	→	47.4%	+1.7ポイント

※ H16はH17との比較対照のため組替えて掲記している

政策評価の施策への反映と事業評価の取組みを拡大

～ 企画立案－実施－評価・改善を徹底する行政運営制度を確立 ～ (成果重視と説明責任の徹底)

○ 個別の事業地区毎の事業評価結果を反映

- ・ 新規着工は費用対効果分析等による事前評価の結果が一定基準を満たした地区に限定
- ・ 農林公共の直轄・機構営事業について98地区の期中評価を実施し、評価結果を踏まえ、24地区について事業計画を変更
- ・ 個別の事業地区（1,235地区）の完了後評価を実施し、評価結果を踏まえ、事業内容の見直しに活用

○ 政策手段別の評価結果を反映

政策手段別評価の更なる充実を図るとともに（公共関係においては2事業を追加）、評価結果を踏まえ、内容を改善

(改善例)

評価の結果、改善が必要とされた「融資事業指導監督」「換地等促進対策」の2事業について、より効率性や実効性を高める観点から、実施主体を都道府県から団体（土地改良事業団体連合会等）に変更

○ **事業評価の取組みを拡大**

- ・ 事前評価の客観性・透明性を一層向上させるため、現行の評価方式を改善し、事業の有効性等をランク別に評価する多段階評価方式を順次導入
- ・ 国営土地改良事業等において、17年度から完了後評価（事業完了概ね5年後）の評価対象全地区で費用対効果分析を実施

コストを縮減

～ 平成15年度からの5年間で15%のコスト縮減を目指す ～
(農林水産公共事業コスト構造改革の実施)

○ **新たな技術・手法の開発・導入**

- ・ 農業農村整備事業において以下の事項を実施
 - ① コスト縮減に資する新技術の官民連携による開発を、より一層促進
 - ② 構造物に要求される性能を規定し、完成後これを照査する設計手法（性能照査型設計手法）の導入のための調査
- ・ 林野公共事業においては、治山施設整備における直接的な工事コスト縮減を図るための新たな設計手法（一律に安全性を規定した設計から施設ごとに規定する設計にかえることにより、施設のスリム化を実現）を実証的に導入

○ **地域の創意工夫を活かした住民参加型事業を拡大**

- ・ 地域住民の参加により、身近な施設等を整備する直営施工方式を積極的に活用
- ・ 施設の整備・維持管理について、都市住民、NPO等を含めた幅広い層の参画を促進

○ **地域資源等の活用を拡大**

- ・ 水産基盤整備事業において、リサイクル材を活用した漁場づくり（覆砂等の実施）を循環型社会に対応した漁村づくりの中で促進
- ・ 工事の実施段階において、現場発生材、間伐材を最大限に利用

○ **積算の見直し**

- ・ 資材単価等の積み上げによらず、工事の契約実績に基づき、工種別に単価設定を行うユニット・プライス型積算方式の導入に向けた調査を実施

○ **PFI の積極的活用**

- ・ 地方公共団体が PFI 法に基づき漁港漁場機能高度化事業等を実施する場合、補助対象とする旨明記
- ・ むらづくり交付金における生活環境整備に関する事業主体として PFI 事業者を追加

公共事業から公共事業以外の政策手段へのシフト

～ **政策目的に照らし公共事業・非公共事業の区分に**

とられない配分を実施 ～

○ **農業農村整備事業において公共事業予算の一部を活用し、**

- ・ バイオマスの供給施設、変換施設及び利用施設を一体的に整備し、バイオマスタウン構想の早期実現を支援
- ・ 良好な農村景観の再生・保全に向けた地域住民等の活動や土地改良施設等の改修などを通じた美しい田園の復興を支援
- ・ 土地改良事業完了後であっても担い手への農地の利用集積に対する一定の効果が見込まれる場合について、土地利用調整活動を進める際に必要な経費の支援
- ・ 麦大豆等に加えて地域の振興作物について、水田の汎用化による生産拡大を促進するために必要な経費の支援

等に取り組む新たな非公共事業を実施（８３億円）

○ **水産基盤整備事業において公共事業予算の一部を活用し、**

- ・ 多面的機能を発揮する離島漁業の再生を図るため、藻場の維持管理など漁場の生産力向上の取組みや創意工夫を生かした新たな取組みを行う離島漁業集落に対する支援
- ・ 水産基盤整備事業等と一体的な計画の下、水産物の生産・流通・加工の過程における高度衛生管理に対応した施設整備の支援
- ・ 干潟域における近年の機能の低下に対し生産力の改善を図るため、海域特性に応じた実証試験等の実施

等に取り組む新たな非公共事業を実施（２６億円）